

幼児教育の無償化に伴う手続きについて

子育てを行う家庭の経済的負担を軽減するために、令和元年10月1日から幼児教育の無償化が開始されました。

この案内をよくお読みいただき、給付を受けるために必要な手続きをお願いします。

1. 幼児教育の無償化（施設等利用給付）について

幼児教育無償化の対象となるためには、「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

この認定を受けると、保育料が次のとおり無償化されます。

【保育料について】

月額25,700円を上限に入園料・保育料が無償化されます

- ・ 無償化の対象となる費用は市から幼稚園に支払うため、保護者の方が支払う必要はありません。
(※一部の幼稚園では市から保護者の方への償還払いとなる場合があります。)
 - ・ 無償化の対象は入園料と保育料のみです。給食費、バス代、教材費などは無償化の対象にはなりません。
(※これらの費用が保育料に含まれている場合は、その分の費用を除いて計算します。)
- 保育料が月額25,700円を超える場合は、超過した分を保護者の方が幼稚園に支払います。
- ・ 入園料は入園した年度のみ対象となり、さらに在籍した月数で按分した金額を月額保育料に上乗せして計算します。

【対象者】

満3歳～5歳児（入園～卒園まで）が対象となります。（満3歳児は3歳の誕生日の前日から対象）

計算例：入園料60,000円・月額保育料25,000円の場合（入園年度）

入園料 5,000 円	
保育料 25,000 円	無償化上限額 25,700 円

入園料を在園月数で按分します

$$60,000 \text{ 円 (入園料)} \div 12 \text{ か月 (在園月数)} = 5,000 \text{ 円/月}$$

無償化の対象となる月額保育料は、

$$5,000 \text{ 円 (在園月数で按分した入園料)} + 25,000 \text{ 円} = 30,000 \text{ 円/月}$$

無償化の上限額と比較して $30,000 \text{ 円} > 25,700 \text{ 円}$ となるので

無償化される額は $25,700 \text{ 円/月}$ になります。

(保育料 25,000 円/月が全額無償となり、入園料は 700 円/月が助成されます。)

今年度入園した方は入園料の一部 700 円/月が助成されるため、支払った入園料の調整を幼稚園と保護者の方で行います。

2. 施設等利用給付認定の種類

幼稚園在園児全員が、以下の認定を受ける必要があります。

3 歳児～5 歳児（年少～年長クラス）

◆預かり保育を利用しない方（利用する場合でも、保育の必要性が認められない方）

⇒ 施設等利用給付認定 1 号

◆預かり保育を利用する方（保育の必要性が認められる方）

⇒ 施設等利用給付認定 2 号

満 3 歳児

◆預かり保育を利用しない方（利用する場合でも、保育の必要性が認められない方や住民税課税世帯の方）

⇒ 施設等利用給付認定 1 号

◆預かり保育を利用する方（保育の必要性が認められる住民税非課税世帯の方）

⇒ 施設等利用給付認定 3 号

3. 預かり保育の利用料の無償化について（保育の必要性がある場合）

保育の必要性があり施設等利用給付認定 2 号（3 号）を受けた方は、次のとおり預かり保育の利用料が無償化となります。

【預かり保育料について】

月額 11,300 円（満 3 歳児は 16,300 円）を上限に預かり保育の利用料が無償化されます

- ・ 預かり保育の利用料について、月額 11,300 円（満 3 歳児は 16,300 円）を上限として、支払った利用料と利用日数×450 円を比較して低い方を無償化分として支給します。
（※夏休み等の長期休業期間中の利用も同様です。）
- ・ 預かり保育の利用料は市から保護者の方への償還払いとなります。
預かり保育の利用料を幼稚園に支払った後、ご自身で市に必要書類を提出して請求します。
（※対象者には、在園施設を通じて別途請求方法をご案内します。）
- ・ 原則、認可外保育施設や病児保育など他のサービスの利用料と併せて給付を受けることはできません。

【保育の必要性】

保育の必要性が認められるのは、父母ともに次頁「【認定事由の一覧】」のいずれかの事由に該当する場合で、必要な期間に限ります。この条件は、認可保育園等を利用するときと同じです。

4. 認定内容に変更が生じたとき

認定内容に変更が生じたときや要件を満たさなくなったときは、変更の申請が必要です。

子ども保育課の窓口等で必要な書類を入手し、直接子ども保育課へ提出してください。

（変更申請書等の様式は市ホームページからダウンロードすることもできます。）

変更申請がない場合、無償化の対象となる期間に空白が生じ、施設等利用費の支給額が減少してしまうこともありますのでご注意ください。また、認定を受けた場合でも、保育の必要性が認められないことがわかった場合は遡って認定が取消となる場合があります。

【認定事由の一覧】 ※父母双方の保育事由の証明書類の提出が必要です。

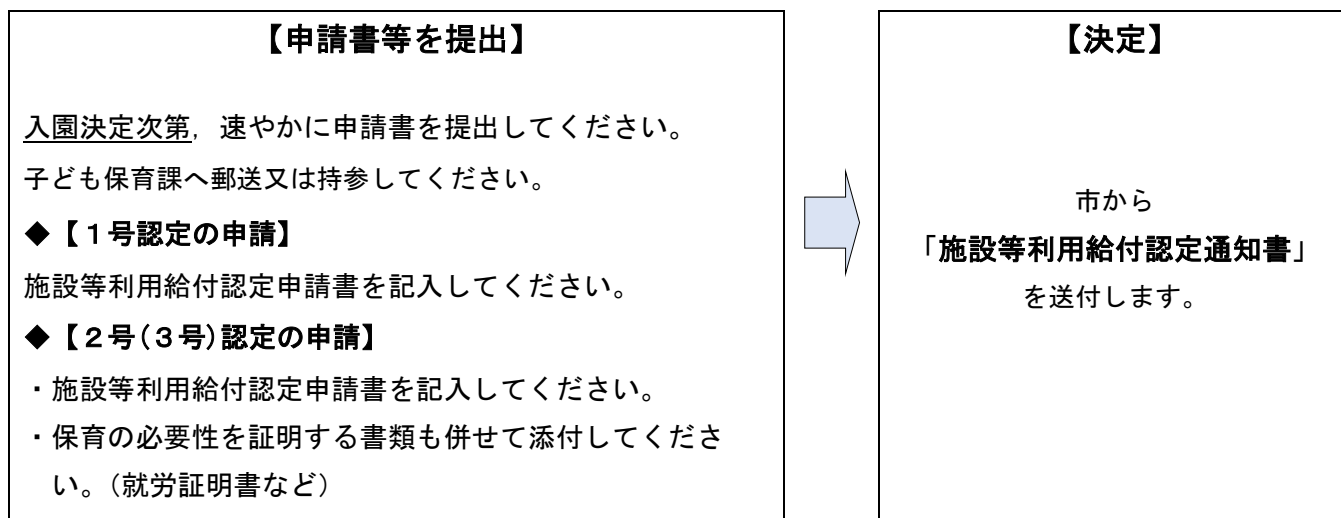
事由	状況	期間	必要書類
就労	1月において64時間以上（月16日以上かつ1日4時間以上）の労働をすることを常態とすること。 ※月間の勤務時間が64時間を超える場合であっても、週4日に満たない勤務や1日4時間未満の勤務等の場合は認められません。	就学前まで（有期雇用の場合を除く）	就労証明書（市所定の書式/提出時に証明日から3か月以内のもの） ※父母ともに就労している場合は父母双方の証明書 ※自営業の方は自身で記入し、直近3カ月の売上金額がわかる書類等を添付
出産	出産予定月の2か月前から、出産月の2か月後まで	同左	母子手帳のコピー（保護者情報及び分娩予定日が記載されたページ）
疾病・障害	疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害を有していること。 ※疾病や障害を理由に、ご自宅で保育できない場合に限ります。	療養を必要としなくなるまで	診断書（市所定の書式/提出時に証明日から3か月以内のもの）、または障害者手帳のコピー
親族の介護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護または看護していること。 ※介護に要する時間が就労と同程度の場合に限ります。	介護を必要としなくなるまで	診断書（市所定の書式/提出時に証明日から3か月以内のもの）、または障害者手帳もしくは介護保険証のコピー ※介護対象者につき1部必要
災害復旧	保護者が震災、風水害、災害の復旧に当たっているため児童の保育ができないこと。	必要な期間	罹災証明等
求職中	求職活動（起業の準備を含む）を継続的にしていること。 ※求職活動の期間延長はできません。	2か月間	求職活動申告書（市所定の書式）
就学	学校教育法に規定する学校や職業訓練校に在学していること。 ※就学に要する時間が就労と同程度の場合に限ります。	在学期間中	在学証明書及び日程の分かるカリキュラム、時間割表
その他	上記と同様の常態と認められる場合	必要な期間	子ども保育課にご相談ください

※上記ほか、ひとり親の方は戸籍謄本(写し可)を添付してください。

【施設等利用給付認定2号(3号)についてのQ&A】

- Q 1 母親または父親のどちらかが就労していれば保育の必要性は認められますか？
A 1 児童の父母ともに認定事由が必要です。そのため、認定を申請する際は父母それぞれの認定事由を証明する書類を添付してください(ひとり親の方は親権者等の確認のため戸籍謄本(写し可)が必要となります)。また、父母いずれかの終期が短い方の認定事由で認定します。
- Q 2 一度認定を受ければそのまま継続するのですか？
A 2 保育の必要性を確認するため、毎年就労証明書等の提出を依頼します。
なお、保育の必要性が認められない事実が発覚した場合は、遡って認定取消となる場合があります。
- Q 3 認定の有効期間が満了する場合の更新はどうするのですか？
A 3 有効期間が満了する前に申請が必要です。申請がない場合は自動的に期間満了となります。再度申請をした場合でも、認定が切れていた間の給付は受けられません。
- Q 4 就労証明書は自分で記載してよいのですか？
A 4 記入は必ず雇用主が行ってください。本人が記入した場合は無効です。
なお、就労証明書は、提出時に3か月以内の証明日が記載されているものをご提出ください。
- Q 5 1月64時間は満たしていますが、週3日の雇用契約です。保育の必要性は認められますか？
A 5 月間の勤務時間が64時間を超える場合であっても、週4日に満たない勤務の場合は認められません。

5. 無償化の対象となるための手続き（認定の申請から決定までの流れ）



※申請日より前の利用については、無償化の対象とならない場合があります。

6. 副食費の免除

施設等利用給付認定を受けた方で、以下のいずれかに該当する場合は、月額4,900円までの副食費が免除の対象となります。

【対象者】

- ・当年度の市民税所得割額が77,101円未満(年収360万円未満相当)の世帯
- ・小学校3年生までのお子さまのうち、第3子以降にあたるお子さま

※市民税所得割額は、父母の合計額により算定しますが、状況に応じて同一世帯の祖父母の市民税所得割額を合算する場合があります。

※住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等の適用がある方については、これらの控除が適用される前の市民税所得割額により算定します。

※離婚が成立していない場合には、別居していても父母の所得割額を合算して判定します。

※市民税所得割額は「特別徴収税額通知書」や「課税証明書」等で確認できます。

申請方法等の詳細については、10月中旬頃に在園施設を通じてご案内いたしますので、該当する方は案内に従って申請を行ってください。

【問い合わせ先】 八千代市役所子ども保育課
〒276-8501 八千代市大和田新田 312-5
TEL : 047-421-6752(直通)